第18回

民間資金等活用事業推進委員会総合部会

日時:平成19年9月11日(火)

 $15:00\sim17:04$

場所:中央合同庁舎4号館 4階 第4特別会議室

○部会長 それでは、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会第 18 回総合部会」 を開催させていただきます。

本日は、皆様お忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

今日は、17 名の委員のうち 13 名の委員に出席をいただいております。したがいまして、 定足数の過半数を超えておりますので、委員会が適法に成立していますことをまず御報告 申し上げます。

それでは、まずは事務局から今日の資料の確認をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。 上から順番に、1枚目に今回の議事次第、2枚目に座席表、資料1といたしまして日本 経済団体連合会様の資料、資料2といたしまして国土交通省様の資料、資料3といたしま して法務省様の資料、参考資料1といたしまして、美原専門委員より資料の御提出がござ いましたので、お配りさせていただいてございます。参考資料2が名簿、参考資料3に前 回の総合部会の議事録。これはまだ未定稿の段階でございますので、後ほど委員の皆様に 御照会をさせていただきたいと思います。

以上でございますが、不足等ございませんでしょうか。もし不足等ございましたら、事 務局までお申し付けください。

○部会長 よろしゅうございますか。

それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。

今日は、経済団体連合会、関係各省庁からのヒアリングということが主な議事であります。経団連、国土交通省、法務省から、PFI事業に関係する課題・問題点等、御意見を賜るということでございます。

今、資料確認の際に事務局よりお話がありましたとおり、美原専門委員から「我が国においてPFIをさらに推進するために」というペーパーをちょうだいしております。参考資料1ということでございます。私の方からも御紹介させていただきます。

それでは、時間もございません。効率的に議事を進めます関係で、経団連、国土交通省、 法務省の順番で、それぞれ 20 分ずつ御説明いただきまして、最後に一括して 20 分程度議 論を行いたいと思います。

それでは、経済団体連合会よりよろしくお願いいたします。

経済団体連合会からのヒアリング

○経団連 日本経団連でございます。概略について私から述べさせていただきまして、詳細を担当から説明をさせていただきます。

現在、経団連のPFI推進部会では、来年のPFI法改正を念頭に、PFIの更なる発展に向けた抜本的な改革に関する産業界の考え方を検討しております。本日は、その中でも優先的に解決されるべき課題について、まだ検討段階ではありますが、申し述べさせていただきます。

経団連では、かねてより、従来の公共工事に代わる社会資本の効率的な整備手法の導入、公共サービスの質的向上、行財政改革の推進、民間の事業領域の拡大といった観点から、1998年以来、3次にわたりPFIに関する提言を取りまとめるなど、PFI事業の円滑な推進に向けた環境整備を政府・与党に働きかけてまいりました。

こうした中で実施方針が公表されたPFI事業の案件は 270 件余りに達し、既に 5,400 億円余りのVFMが創出されております。また、記憶に新しいところでは、本年5月に山口県の美祢社会復帰促進センターの運営が開始されておりますように、刑務所、病院といったいわゆる運営重視型PFI事業も徐々にではありますが増加しております。こうしたことから、PFI事業は、公共事業の効率化や質的転換に一定の成果が上がっているものと評価できるのではないかと考えております。

一方で、経団連のPFI推進部会では、メンバーから、PFI事業を発展させていく上で、解決されるべき問題が提起されております。例えば、要求水準とのバランスを欠いた、低過ぎる予定価格の設定や、創意工夫ではなく価格での競争を助長するような評価方法、民間事業者に裁量権のない業務のマネジメントまで選定事業者に責任を負わせるような、不適切と思われるリスク移転といった課題がございます。

こうしたことから、官民が対等な関係を構築し、民間の資金や創意工夫を活用するという PFI のあるべき姿からかけ離れた状況となっており、民間事業者の中には、PFI への積極姿勢が薄れつつある企業も出てきております。今の状態を放置すれば、我が国の PFI 事業は先細りとなるのではないかと懸念しておる者もおります。

我が国では、人口減少社会の到来を目前に控え、社会資本の整備、そして維持・更新の 推進が喫緊の課題となっておりますが、国・地方とも膨大な長期債務を抱え、社会保障費 も増大する中で、公共事業費を今以上に増やしていくことは困難な状況と思われます。

特に、財政難に陥った自治体においては、地域住民にとりましても、これまで当たり前と思われていた医療・福祉などに関する必要最低限の公的サービスすら、削減もしくは質を落とされかねない事態も起こりつつあります。

こうした状況にあって、より効率的で質の高い公的サービスを提供するためには、民間の資金や活力の導入はこれまで以上に不可欠なものとなっていくと考えられ、これを円滑に進めていくため、今後、民間事業者のPFIや市場化テスト、指定管理者制度など新しい公共サービスの提供手法について、そのあり方を総合的かつ抜本的に検討することが必要であります。

特に、PFIについては、導入時の理念に立ち返り、官民が対等の関係を構築し、民間事業者がPFIに取り組みやすい環境の整備に向けて、PFIを取り巻く課題の改善に不断に取り組む必要があります。また、個別業法の壁もあり、従来、行政が独占してきました事業運営にも積極的にPFIを導入し、地域が必要とする質の高いサービスを効率的に供給し、引いては地域の活力を向上していくことが求められます。

これまで述べてきました課題については、政府においてもPFIを改正、ガイドライン

改定、関係省庁申合せなどにより対処してこられましたが、その趣旨が行政、民間事業者 に必ずしも周知徹底されているとは言い難い状況であることも否めず、PFI事業を取り 巻く環境の改善に十分に結びついていないのが現状であります。

経団連としては、PFIを安定的、継続的に発展させていくためには、PFI事業の関係者である官、民、利用者にとって魅力あるスキームを形成することが最も重要であると考えております。そこで、改めまして当事者の直面する課題を整理し、優先的に解決すべき点の詳細を事務局の方から御説明いただきます。よろしくお願いします。

○経団連 よろしくお願いいたします。

それでは、私から具体的な考え方につきまして御説明を申し上げたいと思います。

ただいま御説明していただきました点につきましては、私どもの本日資料1ということで提出をさせていただいております「当面の課題」という私どもの経団連のPFI推進部会の基本的な考え方の部分、「PFIの今日的意義」という部分に対応する部分でございます。したがいまして、私の方からは、2ページ以降のところをごらんいただきまして、御説明を申し上げたいと思っております。

2の「わが国におけるPFIの課題と改善すべき方向性」というところでございます。 まず、ただいまの今日的意義に基づきまして、PFI事業を取り巻く環境を改善していく ためには、何よりも、今申し上げられましたPFI導入の基本的な理念にかんがみまして、 国・地方自治体側の意識改革を進めていただければということを産業界としてまず基本的 に考えております。更に、法制度や手続などに関する具体的な課題も併せて改善をしてい ただければということで考えておりまして、以下が当面早急に改善を求めたい点というこ とでございます。

今回、提出をさせていただきましたのは、取り急ぎまとめました「中間とりまとめ」というものでございますけれども、大きく分けまして8点のポイントを挙げさせていただいておるわけでございます。

その第1点でございますけれども、まずは2ページの2の(1)書かせていただきました「要求水準の明確化・定量化と予定価格(または参考価格)の事前開示」という点でございます。この点、皆様御高承のように、PFI事業につきましては性能発注ということでございますので、発注者の求めるサービスレベルに従いまして、民間事業者側が工夫を凝らしまして業務の仕様を進めていくというところでございますが、そういたしますと、官民の間でサービスレベルについて明確な合意がなされるように、あらかじめ明確な設定をさまざまな点でしていただくという点が不可欠になってくるかと思われます。

しかしながら、これまでの事例を拝見いたしますと、提出されます要求水準につきましては、ある意味抽象的で、その多くは民間事業者側で具体的な業務内容を想定できないケースが多いということがあるかと思われます。また、予定価格が入札前に開示されていないということで、発注者の想定する価格のレベルがよくわからないということで、発注者のニーズに合致した提案が困難であるということで、非常に極端なケースを1つ挙げさせ

ていただきましたが、入札価格が予定価格を1円でも上回った場合には失格になってしま うということで、せっかくの提案がむだになってしまうという状況も現実に起きていると いうことでございます。

したがいまして、入札の条件にはできるだけ客観的・具体的にサービスのレベルを説明 した要求水準を記載していただきたいということでございます。それに加えまして、落札 後も契約締結までに発注者と民間事業者側との対話によりまして、可能な限り具体化・数 値化が進められればということでございます。また、予定価格につきましても、入札前の 開示を是非とも義務づけるということでお願いを申し上げられればと思っております。

次に、3ページ目の(2)の「官民間の適正なリスク分担」でございますけれども、結局、発注者の側から民間事業者に対しまして、とうてい民間ではコントロールできない不可抗力リスクということ、あるいは裁量権がないにもかかわらず、業務の事業リスクが負わされてしまうという事例でございます。公共側から出していただく人材の方々に対しては、人事権が民間の側にはないにもかかわらず、マネジメントの責任がきてしまうという事例が見られるということでございます。

そこで、こういった事例でございますと、過度なリスク負担ということになりますと、 コストが全体のコストとして上昇してしまうということでございますし、また、ひどい場 合には事業破綻にもつながりかねないという懸念がございます。

したがいまして、官民のリスク分担ということにつきましては、業務裁量権の所在でございますとか、あるいは保険料などのリスク回避コストといったところまで含めた総コストを勘案して、最適かつ公平なリスク管理の観点から、詳細なリスク分担事例を契約に盛り込んでいただければということでございます。

次のパラグラフのところには、「一例として」ということで、建設期間中の物価上昇リスクという事例を挙げさせていただいておりますけれども、多くの事例では、これを民間事業者が負うことにされているということでございますけれども、著しい物価変動の場合には協議という形にしていただいて、官民の間で改めてリスクをシェアするという仕組みを考えていただけないかということでございます。

3つ目でございますけれども、「PFI事業者選定手続きの透明性の確保・向上」ということでございます。

本件につきましては、個別案件ごとに審査委員会が設置され、そこでの決定が最終決定となるという事例があるということでございますけれども、そもそも発注者としての行政の方に最終的な責任並びに結果に関する説明責任を負っていただくというのが原則ではないかと思われるわけでございます。

また、審査のプロセスの話でございますけれども、審査あるいは選定基準が個別の案件において不透明で、選定の結果に場合によっては疑義が生じるケースがあるということ、あるいは個別の審査委員会の場合に、審査委員が専門外の分野も審査をしておられるといったケースも見受けられるということでございます。したがいまして、基準を事前に明確

化していただく。あるいは審査過程を公開するといったこと、更に非選定理由の公開とい うことを是非とも義務づけをお願いをしたいということでございます。

また、この下に細かいことが書いてございますけれども、特に公表に際しては、入札の金額、提案内容とともに、入札参加グループ全員の金額の内訳、点数内訳等を明示するといった点、あるいは差のついた理由を御説明いただくといったことが不可欠ではないかということでございます。

本件の審査の範囲につきましては、今年の7月に実施プロセスのガイドラインの改定の中で、専門性の高いものについては、専門性を踏まえた審査委員を選定していただくといったこと、専門分野ごとに審査を行うといったことに改定をされておられるということでございますけれども、今後、こうしたガイドラインの趣旨を周知徹底をしていただきまして、委員会の中ではそれぞれの専門分野ということで、それのみを御審査いただくようなことを原則として、実際に反映していただければということでございます。

4番目の点でございますけれども、「多段階選抜・競争的対話方式の導入による官民間対話(協議)の促進」ということでございます。何にいたしましても、PFI事業におきましては、サービスレベルや業務内容、あるいは業務実施条件等に関する詳細な対話、協議が必要となるわけでございましょうが、しかしながら、これまでの総合評価一般競争入札方式ではどうしても対話が不足してしまうということで、入札後あるいは事業開始後に、業務内容・リスク分担といった重要な部分で齟齬が生じてしまうことにもなりかねないということでございますので、この点につきまして、既に 18 年 11 月の関係省庁申合せで、対話が可能となっているということではございましょうが、交渉手続が進められる中で実効的に対話がなされるということではございましょうが、交渉手続が進められる中で実効的に対話がなされるということが非常に重要かと思われますので、こうした対話が確保されますように、その手順を具体的にガイドラインに盛り込むようにしていただければということでございます。また、これらの課題を抜本的に改善するためには、会計法とか、あるいは地方自治法といったような関係法令の改定といったところにまで踏み込むことも必要ではないかと思われるわけであります。

5番目でございます。「落札後の契約の見直しに関する柔軟な対応」ということでございますが、これまでのケースでは、入札までの時間的な余裕が十分にないということでございますので、発注者側と民間事業者側との協議の場がきちんと設定されて、十分に協議がされることがかなり難しいということでございまして、結果的に契約書の案がそのまま契約書として採用されることも通例に近いような形になっているということでございます。他方で、選定がなされた後では、入札の公平性の確保というところも重要でございますので、重大な前提条件が変更されない限り契約内容の変更がまかりならんということになっていますが、PFI事業の中身を考えてまいりますと、業務の範囲が大変複雑であるということもございますし、また、期間も超長期にわたるということもございますので、どうしても想定外のさまざまな事象やリスクが発生することが予想されます。

したがいまして、状況変化に応じて契約内容も変更される必要がある場合もあるかと思

われます。この場合には、是非とも落札した企業に不等に有利にならない範囲内で契約書 案の変更に応じていただきたいということでございます。

また、運営開始後におきましても、事業形態によっては定期的に、あるいは一定基準以上の変動があった時点で契約事態を見直しをする必要があるものも出てまいるかと思いますので、こうした点にも是非とも御配慮いただきまして、柔軟に見直すことができるよう、モニタリングのガイドラインの趣旨を周知徹底をしていただきたいということでございます。

5ページ目の(6)でございますが、「中立的な裁定機関の設置」でございます。PFIのさまざまなプロセスにおきまして、官民間での意見が対立いたしまして、また、直接の交渉では結論が出ないケースというのも予想されます。また、運営に支障を来す可能性もございますので、この場合には、意見を調整する場として中立的な裁定機関の設置ということも是非ともお考えをいただければと考えております。

これは、こうした機関が設置されることで、個別案件における問題が中立的な第三者で審議される道が開かれるという可能性をもちまして、透明性・公平性の向上につながるのではないかと考えられるわけでございます。また、発注者ごとの判断の相違の解消にもつながるのではないかと思われます。

そして7番でございますが、「入札資格の失格条件の取扱いの統一」ということでございますけれども、本件につきましても、利用者に対するサービスの円滑な供給や質の確保の観点から、例えば議会承認リスクなどを含めまして、入札資格の失格条件について緩和並びに統一化を図っていただきまして、是非ともガイドラインなどに明示をしていただければと思っております。特に、選定後の失格の取扱いにつきましては、民間事業者に過大なリスクの負担を結果的にさせるということになると思いますので、慎重に御検討をお願いを申し上げたいと思っております。また、代表企業以外の構成員が失格となった場合には、発注者の同意を前提に構成員の変更を認めるということも一つの標準としていただければと思っております。

最後に8番目でございますけれども、「PFI事業に関する中立的なサポート組織の設立」ということでございます。本件につきましては、さまざまな政府の御努力もおありになりまして、全国で 270 件の実施方針が公表されているということでございますが、まだすべての自治体が手がけておられるわけではない。あるいは全く取り組んでいない自治体もおありになるということでございまして、同じような案件でも発注者によって運営がうまくいっているものとうまくいっていないものの大きな差が出てくるということもおありになるかと思いますので、したがいまして、PFIの事業に関する情報やノウハウを蓄積するということ、あるいは官民双方が先行事例をきちんと知見として生かせるような仕組みを構築する必要があるのではないかと思っております。

PFIが一般公共事業に比べまして調達内容が非常に複雑であるといったところから、 事業を取り巻く変化に迅速に対応できる体制の必要があるということで、是非とも他の事 例研究がきちんとできるように、例えば英国財務省の事例、PUKの事例なども含めまして、事業の未実施自治体がやってくださるような推進でございますとか、あるいは円滑な立ち上げ、運営に関する実務支援などをやっていただくような体制を政府内に進めていただきたいということでございます。

最後に、いずれにいたしましても、私どもの意見、部会長から申し上げました点の繰返 しになりますけれども、是非とも魅力的な、事業者にとっても魅力的、あるいはユーザー にとっても魅力的、そしてもちろん発注者側の行政にとっても魅力的なものにしていただ くような御努力、あるいはこれまで官の領域とされていた分野についても民間に門戸を開 いていただくような、そうした将来像を念頭に置いて総合的に御検討を賜れればというこ とと、併せて現行のただいま申し上げましたような喫緊の課題につきましても、改善策を お願いできればと思っている次第でございます。

以上でございます。

○部会長 どうもありがとうございました。それでは、引き続きまして、国土交通省より 御説明をお願いいたします。

国土交通省からのヒアリング

○国土交通省 国土交通省総合政策局です。今日は3人で参りました。「国土交通省のPFIの取組みと今後の課題」につきまして、具体的な3つの事例を中心に御説明申し上げたいと思います。資料2がお手元にあろうかと思います。

まず、私の方から概況を御説明いたします。

1ページ目に「PFI事業の推進状況」。国土交通省所管のものの実績を掲載してございます。実施方針公表ベースでございますが、おかげさまで 19 年 5 月までに 61 件となっております。

その内訳は、2ページに記載しておりますように、公営住宅あるいは官庁庁舎といった ものが多くなっております。

こういった事業を進めるに当たりまして、3ページでどういう取組みをしているかについて御紹介いたしたいと思います。

PFIセミナーというものを平成 11 年から毎年ずっと開いております。官民の実務担当者向けに、その時々のトピックスなども交えながら、基礎的なこと、いろいろなことを説明申し上げております。昨年は全国 9 ブロックで開催いたしまして、2,000 人が参加いたしております。

4ページ、5ページに一連の話があるのですが、PFI活用参考書というものをつくっております。これは国交省の事業を進める中でいろいろ得られた知識を 18 年の3月段階で一度整理いたしまして、さまざまなノウハウを事業の時系列順に整理した参考書としてまとめたものでございます。

そして5ページの方は、19 年1月にそれの言わば追加版ということで、平成 17 年のP

F I 法改正によってできるようになりました民間収益事業との合築のようなものについて、 どういう留意点があるかを国交省関係事業につきまして整理いたしました。こういったも のをつくっております。

そして、平成 18 年度には、6ページからアンケート調査結果が出ておりますが、これまで実際に取り組んできた事業主体がどういうことに困っていたかというものを、アンケートを行って整理してみました。

多かったのは、6ページにございます、契約段階でPFIの仕組みを理解するのが、実際にやった人でも難しかったというのが非常に大きい割合を示しております。

また、7ページにまいりますと、契約書類の関係で記載内容の理解・確認に時間を要したとか、あるいは契約書のボリュームが多くて作業に手間取ったとか、そういった声も大きく聞かれております。

更に、8ページにまいりますと、モニタリングをどういうふうにしてやっていけばいい のかという部分でも悩まれている事業主体はかなり多いようでございます。

こういった状況を踏まえて、今後、国交省としてどう取り組むかでございますが、9ページをお開きいただきたいと思います。これは、去る6月にまとめられました社会資本整備審議会の計画部会での取りまとめの抜粋でございます。ここに今後の考え方が書いてございますが、特に中ほどからです。

今後、既存のストックの老朽化に伴う管理コストの増大、そういう中で公共サービスを提供していくために、民間の能力の活用ということをどんどん進めていかなくてはいけない。そのためには、緑字で下線が引いてありますが、適切な事業分野において、PFIを一層推進する。何でもかんでもPFIでということではなくて、PFIのよさが一番発揮できるような事業分野においてPFIを一層推進すると同時に、既存の公的施設の管理運営につきましても、こちらはPFIに限らず外部委託といったものを進めて、コストの低減、あるいはリスクの低減といったもの進めていきたいと考えております。

そのために、具体的には、その次のところに書いてございますが、先ほどアンケートにも出ておりましたような、発注者のPFI事業実施に係る能力の一層の向上、あるいは契約プロセスや書類の簡素化、効果的なモニタリング手法・体制の確立、そういったものに今後とも取り組んでいく所存でございます。

続きまして、具体的な事例について御説明申し上げます。

○国土交通省 官庁営繕部でございます。私の方からは、取組事例としまして代表的な営 繕事業3事案を説明させていただきます。

まずはじめに、中央合同庁舎第7号館整備等事業でございます。

これは、皆様方御存じのように、都市再生プロジェクトの第1次決定を受けまして進められている案件でございます。営繕事業、既に8件のPFI事業を現在進行形でございますけれども、それの第1号事案として私どもとして取組み始めたものでございます。

目的でございますけれども、昭和8年に完成いたしました文部科学省庁舎、昭和 10 年

の会計検査院庁舎、ともに築 70 年以上を経まして、非常に経年劣化が目立ってきたということ、それから、狭隘がひどいということで、それらをまず解消しなければいけない。 それから、執務環境の改善、バリアフリー等、新たなニーズが出てまいりましたので、それらに対応するといったこと、併せまして土地の有効利用・高度利用を図るといったことから官庁施設整備を図ろうというものです。併せまして、効率的な維持・管理運営を図るということです。

事業の箇所でございますけれども、霞が関3丁目ということで、下に現況の写真を載せてございます。霞が関ビルが建っているブロックでございますけれども、こちらのエリアを対象としてございます。

施設の概要といたしましては、そこに官庁棟、官民棟を書いてございます。

現況図の右下の方に小さく載ってございますけれども、保存棟ということで、現在の文部科学省の庁舎を改修して保存活用することとしてございます。この3棟で全体の延床面積25万平米を計画してございます。

事業方式としましてはBTO方式。

業務の内容としましては、庁舎の設計、工事監理、建設、維持管理・運営でございます。 事業費は 956 億円になってございまして、事業者は新日鉄エンジニアリングを代表企業 といたします霞が関7号館PFI株式会社でございます。

進捗の状況でございますけれども、平成 14 年の6月に実施方針を公表いたしまして、1 5 年の6月に事業契約を締結してございます。17 年の1月に着工いたしまして、この9月末に先行引渡しを予定してございます。先行と書いてございますのは、一部霞山ビルの取壊しと広場の整備が若干残っておりますけれども、概ね九十数%はこの9月末で完成するといった段取りです。

実際に事業を開始いたしますのは 20 年の1月を予定してございまして、PFI事業の終了としましては 34 年の3月を予定してございます。19 年度のPFI事業でございます。次の11ページに事業のスキームを書いてございます。

今回の事業は、PFI事業もさることながら、市街地再開発としてこの一帯を整備してございます。上のPFI本体事業と書いてございます、こちらのSPCと国が事業契約を締結いたしまして、庁舎関連施設の設計・建設をしていただく。引渡しを受けた後の維持管理・運営を行っていただくことに対して、国がサービスの対価を払うという一般的なPFI事業のスキームのほかに、民間収益施設事業として、SPC事業者が民間収益事業、民間収益施設の設計・建設を行って、維持管理・運営まで行って、それに対して利用料をもらうという民間収益事業が組合わさったようなハイブリッドな仕組みになってございます。

次のページに、2つ目の事案ということで衆議院の新議員会館整備等事業を載せてございます。

これにつきましては、国会議事堂の後ろに、現在、衆議院の第1議員会館、第2議員会

館、参議院の議員会館と3棟の建物が建ってございますけれども、そのうちの衆議院事業 では、衆議院の第1議員会館と第2議員会館を建て替えるという事業でございます。

こちらも現在の議員会館が昭和 38 年と昭和 40 年に建てられて、非常に老朽・狭隘化が激しいということと、高度情報化に全く対応できないという状況から、これらを解消して、国会機能の強化・活性化に資するために必要な施設整備を行いますとともに、効率的な維持管理・運営を行おうというものでございます。

施設の概要としましては、南棟、北棟と書いてございます。現在の第 1 議員会館の機能を代替する施設として、南棟が地上 12 階建て、第 2 議員会館の機能を代替する施設として北棟が同じく地上 12 階建て、全体延床面積で 21 万平米を想定してございます。同じくBTO方式。事業費 1,100 億円。

受注者としましては、大林組を代表企業といたしますHOR会館PFI株式会社でございます。

進捗状況につきましては、16 年 12 月に実施方針を公表いたしまして、18 年 3 月に事業契約を締結いたしました。18 年 8 月に着工と書いてございますけれども、これは本体の着工ではなくて、仮庁舎と仮設駐車場の着工でございます。非常に複雑なプログラムになってございまして、まず、仮庁舎、仮設駐車場をつくって引っ越しをする。引っ越しした後の建物を取り壊して、そこに新しい議員会館を建てる。議員会館が完成した後に、今度は現在の議員会館と仮庁舎を壊して、そこに地下の駐車場を整備する。その後に仮設駐車場を壊すといった、非常に複雑なプログラムを組んでございます。

I 期の引渡しと書いてございますのが、絵に見えます南棟と北棟が建ち上がった状況が I 期引渡し。Ⅱ期というのが地下の駐車場が整備された状況でございまして、事業の終了 といたしましては 32 年の 3 月。15 年間の事業となってございます。

次のページに参議院の事業を載せてございます。これも基本的にはスキームは同じでございます。こちらは、鹿島建設を代表企業といたしますHOC議員会館PFI株式会社でございます。

事業のスキームにつきましても、先ほどの7号館の上半分を取り出したものです。一般的なPFI事業のスキームになってございます。

最後のページでございますけれども、事業の実施で明らかになった課題をまとめてございます。

先ほども御説明いたしましたように、7号館につきましては、市街地再開発事業として 実施したということ。議員会館につきましては、国会施設として極めて重要な役割を担っ ている現在の議員会館の機能を損なわずに、維持しながらの建替え、建替えといったよう な複雑なプログラムになっているということでございます。

そういった中で、それを業務要求水準に適切に設定していくということは非常に困難だったということを挙げさせていただいております。

それから、その複雑なプログラムに基づいて Value For Money を算定することが発注者

サイドとして困難だったということでございます。

それから、実際に要求水準どおりに設計、建設、維持管理が進められているかどうかを 事業者と協議して確認していくわけですけれども、その作業に、我々が想定した以上に膨 大な時間と労力がかかっているといったことを挙げてございます。

それから、まだ維持管理・運営段階に入った施設はそれほど多うございませんけれども、 それらのモニタリング手法・体制の整備等が私どもとして今後の課題ではないかと考えて ございます。

事業につきましては、以上でございます。

○国土交通省 続きまして、羽田空港の国際線地区整備事業に関して、国土交通省航空局から説明させていただきます。私、国土交通省航空局管理課で羽田の再拡張事業を担当しております。よろしくお願いいたします。

最初のページ、事業の概要でございますが、今、羽田空港では、再拡張事業ということで、滑走路をもう1本海側に埋め立ててつくるという事業を行っております。完成した暁には、現在、羽田空港、国内線の空港として利用されておりますが、国際の定期便の方も受け入れましょうという方針でやっておりまして、そうすると、現在、1ビル、2ビルということで、旅客のターミナルビルがありますが、新たに国際線の専用のビルをきちんとつくる必要があるということで、国際線地区の整備を併せて行うということで事業を進めております。

羽田空港にモノレールで行っていただくと、天空橋の駅が地下になっておりますけれど も、そこから抜けて地上に出てくると野原みたいなところがあります。今あそこは野原に なっておりますけれども、そこに新たにターミナルビルをつくるという事業でございます。

国際線地区整備と一言で申し上げても、幾つか性質の異なる事業があるということで、右の表に3つに分けて記載しておりますけれども、まず旅客のターミナルビルを整備して運営をする事業ということ、それから、貨物のターミナルビルを整備して運営をする事業ということ、それから、近れをつくるだけでは空港は機能しませんので、ビルの前面に飛行機がとまるような、アスファルト舗装されている場所、エプロンと呼んでおりますけれども、そちらについてもきちんと整備をしていく必要があると。ただ、ビルの整備運営関係とエプロンの整備というのは多少性質が違うということなので、性質を分けてPFI手法で事業を進めているというところでございます。

まず、2つのターミナルビルについては、利用者からきちんと利用料等を取れるということなので、その利用料をもって整備費・運営費等を賄っていただくような独立採算型の事業でやっていただくというスキームを組んでございます。他方で、エプロンについては利用者からお金を取るのが難しいということもございますので、一般的なサービス購入型ということで、国が施設整備費としての対価を支払うということで、それをもって事業者に整備・維持管理をやっていただくということで、2つ異なる事業方式をとってございます。

事業期間については 30 年間ということで、それぞれ工事着工した時点から 30 年間発生 するということで、スケジュールについては後で御説明いたしますが、多少、時期について前後が出ているという状況でございます。

それから、事業者の選定方式についてですが、先ほど御説明したとおり、性質が多少違うということですので、選定の方式も2つ異なる方式でやっております。ターミナル事業については、まさにいろいろなターミナル、提供するサービスがありますので、その辺を民間の方のノウハウをいろいろ提案していただいて、単に施設の事業費で見るということではなくて、むしろ運営面でどのようなすばらしいサービスを提供していただけるのでしょうかという観点から、基本的に定性的に評価して選定していくという方式、公募型プロポーザル方式を選んでおります。他方でエプロンにつきましては、施設整備費を重視して、総合評価一般競争入札で行うという方式でやってございます。

既にSPCを形成されておりまして、旅客ターミナルビルについては、東京国際空港ターミナルビルというSPCが担うということになっておりまして、こちらについては代表企業が今の羽田空港の国内線のビルを運営している会社でもあるのですが、日本空港ビルディングという会社が代表企業となって、その他エアラインさん等でコンソーシアムを組んでいただいているということでございます。

貨物については、東京国際エアカーゴターミナルということで、総合商社の三井物産に 代表企業になっていただいて、ここが 100%出資するという形でやっていただいていると。 エプロンにつきましては羽田空港国際線エプロンPFIという会社で、代表企業は大成 建設ということになっております。

事業の進捗でございますが、左下で、これまで事業の契約が去年の7月に終わって、エプロン事業については今年の3月にもう既に着工していると。どんどん今事業が進んでいるところでございます。旅客と貨物のターミナルビルについては、実際に滑走路ができ上がるのが2010年12月ということなので、それにあわせてきちんと開業できるように、今はいろいろ準備をしていただいている時期ということで、着工は旅客については来年の5月、貨物については再来年の2月ということで予定してございます。

右下のところにイメージ図ということで、このような立派な施設ができる予定になって おります。

事業スキームにつきましては2枚目ですが、ここではエプロンの事業ではなくて、ターミナルビルに関する事業スキームを、多少変わった仕組みなのかなと思っておりますので、特に説明をさせていただいております。

まず、国とSPCが事業契約を結ぶということで、SPCは、それぞれ協力会社として設計会社、運営会社、維持管理会社というものと手を組んで、彼らに設計業務、運営業務、維持管理業務を委託していくということになってございます。他方で、先ほどの説明の中でターミナル運営面を中心に競争してもらうと御説明しましたけれども、建設については、一体となった企業体からは建設会社というのは外す形で、別途発注を行って、またここで

よりよい、より安く建設を進められるような会社を選んでいただくという仕組みをとって ございます。SPCは、利用者から利用料を取る代わりにサービスを提供する。

国とSPCの関係では事業契約を結んでおりますけれども、ここに書かれておりませんが、SPCから国に借地料を払うという仕組みになってございます。

ここまでが事業スキームの説明で、最後、3ページ目ですけれども、課題と改善要望ということで、こちらについても旅客と貨物のターミナル事業に限定して御説明を書かせていただいております。

まず、羽田空港という極めて公共性が高い場所で、彼らに独立採算型の事業としてやっていただくということがポイントになってくるのかなと思います。他方で、何でもかんでも利用者から高い料金を取ったりというのもおかしな話ですし、もともと羽田空港の使う土地は国の土地だったということで、それなりに対価を払っていただかなければいかん。借地料として取るわけですけれども、貴重な財産なので、適正な対価を払っていただくということで、その水準をどの程度決めるのか。他方で、独立採算型の事業として採算性は確保していただかなければいかんということですので、そのバランスをどのようにするのかというのが一つ課題となったということでございます。

2つ目ですけれども、耐用年数をどのぐらいに設定するのかということで、これも採算性と関わってくる話なんですが、きちんと立派な建物をつくっていただかなければいかんということで、他方で採算性を維持する観点からは、建設費については極力抑えていただかなければいかんということですので、設定において、どのぐらいの年数、どれぐらいのスペックの施設を求めるのかという水準を決めるのに多少苦労があったということでございます。

3つ目ですけれども、運営面の評価を中心とした選定方式ということなので、単に数字で切るというわけにはいかず、他方で手を挙げてきた方々をきちんと評価をして点数分けしなければいかんということで、評価項目をつくるのが非常に大変であるとともに、実際に評価項目に基づいて審査をしていくプロセスに膨大な時間と労力がかかったと聞いているところでございます。

最後ですけれども、事業期間満了後における対処方法ということで、30 年間の事業期間ですが、それが終わった後、すぐなくなっていいサービスかというと、決してそういうわけではございません。他方で国が引き取るかというと、基本的には、今の全国の旅客ターミナルビルもそうですけれども、自治体と組んだ三セクみたいな会社がやっていただくような形になっていて、国がやるという形式にはなってございませんので、これを事業期間満了後どういうふうに継承していくのかということについて、契約書上は、国または国が定めた第三者が時価で買い取るということになっておるのですけれども、今後また新たに実際どうしたらいいのかというのは検討していく必要があるのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○部会長 どうもありがとうございました。それでは、引き続きまして、法務省より御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

法務省からのヒアリング

○法務省 法務省矯正局でPFIを担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。 PFI刑務所の概要とその内容につきまして、お手元に配付いたしました資料により御 説明させていただきます。

資料の1ページをごらんいただければと思います。

現在、法務省では、PFI手法による刑務所の整備・運営事業を合計4件進めさせていただいております。左上の第1号整備・運営事業として美祢社会復帰促進センター、第2号の整備・運営事業としまして島根あさひ社会復帰促進センター、3号の事業としまして喜連川社会復帰促進センター、そして最後に播磨社会復帰促進センター、この4つの事業を今進めさせていただいております。

この中で実際に収容を開始しているのは、今年4月に運用を開始しました美祢社会復帰センターです。島根につきましては、来年の10月の運営開始を予定しております。喜連川と播磨の社会復帰センターにつきましては、今年の10月、運営開始を予定しております。

このようなPFI手法による刑務所を導入する至った経緯は、その当時、私ども矯正局が抱えておりました事情について簡単に御説明をさせていただきます。 2ページをごらんいただきたいと思います。

まず1つは、刑事施設の過剰収容対策であります。近年の犯罪情勢の悪化に伴いまして、 平成10年以降、刑事施設の被収容者の数が急激に増えました。刑事施設においては、収容人員が収容定員を超過するという過剰収容状態となり、現在でもその状況が継続しており、非常に深刻な状況であります。平成10年度は被収容者数が約5万2,000人であったところ、平成11年度以降は毎年4,000人から5,000人ずつ増加し、平成16年度には約7万6,000人を超えるなど、約2万4,000人が増えております。この収容人員については、平成18年末現在でも約8万1,000人を超えるなど、依然と高い状況が続いております。

このような過剰収容は、単に収容の確保が困難になるだけではありません。資料の左下の写真を見ていただければ分かりますが、居室の定員を超える数の人員を入れております。とても布団が敷けないものですから、ベッドを入れて工夫をしているにもかかわらず、まだまだ増えているような状況でございます。これらは、施設の中の処遇環境の悪化や、被収容者のストレスの増加などで、施設の職員に大きな過重負担につながっております。引いては、刑事施設の適正な運営に大きな影響を及ぼしているような状況でございます。

これらに対する抜本的な対策といたしまして、新しい刑務所の整備を喫緊の課題でありました。参考までに、2ページの資料右端に職員の負担率の増加や被収容者の質的な悪化をある一面から示すようなデータを紹介させていただきました。

その2つは、次の3ページをごらんいただきたいと思います。これは規制改革の関係で ございます。

「民間参入の拡大による官製市場の見直し」であります。御承知のように、我が国の財政事情は極めて厳しいことから、治安のインフラ整備がそう簡単に進む状況ではありませんでした。平成 14 年度の総合規制改革会議では、中間取りまとめの中で、民間参入による官製市場を見直すべき分野の一つとして、刑務所等の整備・維持管理が盛り込まれました。 さらに、平成 15 年の3月の規制改革推進3か年計画におきましては、「刑務所においては、民間委託が可能な範囲を明確にし、PFI手法の活用等により民間委託を推進すべきである」と定められたことであります。

その3つは、右に書いてありますように、行刑改革会議の提言であります。これは新聞報道で御存じのように、いわゆる名古屋事件と言われる一連の事件を踏まえて、法務省では、内部の検討委員会とともに、外部の有識者による会議を設けて議論がなされました。 平成 15 年の 12 月には、刑事施設の職員は外部の目を意識せざるを得ないような改革が必要であると考えられたことから、PFI刑務所におきましては、PFI手法を活用した刑事施設の運営が民間外部の目に触れる仕組みを構築することによって、国民に理解され支えられる刑務所の実現を目指すこととなったわけでございます。

このような3つの諸要因により、矯正の歴史上、初めてPFI手法の刑務所が導入されることになりました。

現在、法務省矯正局では、官民協働による運営や地域との共生により国民に理解され支えられる刑務所を整備するという方針の下、PFI手法を活用した刑務所の整備を鋭意進めさせていただいております。

4ページをごらんいただきます。刑務所PFI事業を進めるに当たりまして、構造改革 特区制度の活用が必要不可欠であります。その概要について簡単に説明いたします。

刑事施設におきましては、被収容者の収容及び処遇に関する幅広い事務を実施しております。その内容といたしまして、資料の中央にありますような、被収容者に対する実力行使や権利制限を伴う、いわゆる収容目的を達成するために行われる権力的な仕事から、右のオレンジ色のところに示しております被収容者の食事の提供とか、洗濯、清掃などの生活関連業務の非権力的な事務まで、さまざまな事務を行っております。

これらの基本的な事務は、法令上、刑事施設の長又は刑務官により処理することが前提とされており、その処理の権限を刑事施設の長又は刑務所の刑務官以外の職員に委託することが認められておりません。しかしながら、被収容者の食事の提供や洗濯、清掃などの生活関連業務の非権力的な事務につきましては、契約によりその処理を委託することが可能であると考えられております。現在、幾つかの刑事施設において、事務の委託はこの分野でも行われております。 PFIの刑務所においても当然その事務については委託することとしています。

これに対しまして、実力行使などの事務は、委託不可のところでございます。いわゆる

受刑者の権利制限に関わる非常に権力性の高い事務であり、性質上、民間には難しい部分です。

しかし、施設の警備、収容監視、職業訓練、信書の検査補助などの事務につきましては、 実力行使の事務に比べますと非常に権力性が弱いことから、法律のコントロールがあれば、 民間事業者に委託することは可能であります。これらについて、事務の権限をこれまでど おり刑事施設の長、刑務官が留保しつつ、その権限行使を補助するものとして事実行為を 委託することを可能にする仕組みとして構造改革特別区域法に委託の根拠規定を設けさせ ていただきました。さらに、事務処理の公平性や更には国の監督作用を確保するための守 秘義務やみなし公務員規定などの所要の措置を講ずることといたしまして、それを実現す ることが可能になりました。これによりまして、本来、権力性の弱い業務の分野について も民間委託が可能になり、相当数のポストが民間に委託することができるようになりました。

また、左の方を見ていただければ分かりますように、地域医療の充実といたしまして、 刑事施設の医療を公的医療機関に管理を委託して、受刑者の診療体制を確保するだけでは なくて、周辺の住民に診療の機会を開放することによって地域医療にも大きく貢献するな ど、その充実を図ることができました。こういった2つの特区制度の活用によって刑務所 のPFI事業は成り立っているわけであります。

今後の課題といたしましては、構造改革特区制度について、全国展開、あるいは一般法 化を検討しなければならない時期が間近に迫っております。その方向性について具体的な 方法や内容を今後詰めていく作業が必要かと考えております。

次のページをごらんいただきまして、今実際に動いている PFI 事業の美祢社会復帰センターについて簡単に御説明申し上げます。

これは、先ほどお話がありましたように、山口県美祢市で運用を開始しているところでございます。全国 50 カ所の誘致の自治体の中から選定したものでございます。

収容対象は男女初犯の受刑者 1,000 名です。500 名男子、500 名女子の収容を行っております。

契約金額、事業ボリュームとしては 517 億円でございまして、事業期間は 20 年となっております。

これらの特徴については、このページと次のページの両方を見ながら説明します。

例えば、民間のノウハウを積極的に活用した例といたしましては、警備体制の充実であります。 I Cタグによる位置情報把握システムや、あるいは電子錠の集中管理によりまして、非常に効率的な警備が図られています。これは既存の国設の施設では実施していないものでございます。

受刑者に無線タグを装置させまして、施設内に設置した 500 台のアンテナとか 200 台のカメラで、職員が付き添うことなく自由に歩かせるというスキームで、職員の負担軽減を図っております。また、受刑者に他人とのなりすましを防止するための本人所在確認を行

うための静脈認証の装置でそれを防止するなど、ハイテクなところも民間の提案によって 実施しております。

また、地域の資源有効活用としましては、地域に開かれた環境を配意するということで、今までの刑務所のようなコンクリートの外塀ではなくて、セキュリティベルト、フェンス、あるいは振動センサー、あるいはローフェンスなどを使いながら、今までの刑務所とイメージが変わるような、地域に溶け込みやすいような仕様となっております。また、鉄格子の代わりに強化ガラスを使って保安面に配慮したこととか、十分な採光の確保をできるような、従来の刑事施設とは異なる内容を工夫しております。

また、地域との関係で、施設内の構内道路とか広場を市民に開放して、美祢市の花である桜をテーマにしました桜ガーデンとか桜プロムナードといったものも名付けておりまして、地域の評判も非常によく、市民から親しまれております。それだけではなくて、地元資源の有効活用としましては、センターで使用する食材や施設を運営するための物資についても、可能な限り地元から調達を行うことといたしまして、地域の活性化を図っております。医療体制につきましても、美祢市の市立病院に医療委託を行いまして、一般市民には婦人科の診療を開放する予定になっております。

7ページをごらんください。これは美祢社会復帰センターにおける事業スキームの図で ございます。

このスキームについては、SPCである社会復帰サポート美祢をはじめ、構成企業、協力企業について、そこに記載した企業が参加しております。特に、刑務所事業の場合は非常に幅の広い事業がありますので、施設を維持管理、あるいは総務系の業務、情報システムを管理するところ、警備をやるところ、あるいは刑務作業を実施したり、教育的なものをやったり、医療に携わるところ、右のさまざまな企業が参画しておりまして、SPCと運営業務について委託契約を実施して運営させていただいております。

最後に、第2号、8ページをごらんいただければと思います。これは来年の 10 月に運営開始を予定しているところでございます。島根県浜田市での開設でございます。これは男子の受刑者 2,000 名を収容する施設でございます。契約金額約 992 億円の事業ボリュームでございます。事業期間は 20 年でございます。

これにつきましても、左の効率的な警備を見ていただけると分かりますように、ICタグによる位置情報システムとか、電子錠を使って、1号の美袮と同じような工夫をしております。これによって職員の負担軽減を図るということでございます。

それから、セーフビューの最新機器を入れます。これは、空港のゲート式の金属探知機をイメージしていただければ分かると思いますが、X線の代わりにマイクロ波を利用して、全身スキャナをすることによって、金属以外のいろいろな異物を発見するためのものでございます。これは既存の国の刑務所の施設では導入されていない、民間の提案によるすばらしいものでございます。

そのほか、外塀には、コンクリートを使わないで、赤外線センサー、光ファイバーフェ

ンスなどを連動させた多重保安機能セキュリティベルトを用意したり、そういうものを整備する予定でございます。

そのほか収容関連サービスとしましても、無人自動搬送システムということで、食事の配下膳を自動で運ばせる。食中毒防止、あるいはクック・チル方式を採用することによって効率的なものを提案したものを導入することを考えております。

そのほか、郊外作業といたしましては、刑務所の施設の外に連れていきまして、森林管理や農業支援など、あるいは浜田漁港での港湾作業など様々な仕事を実施することによって、いろいろと地域にも貢献したいと考えております。

次のページを見ていただければ分かりますが、これもあさひの事業のスキームを示した ものでございます。

SPCである島根あさひソーシャルサポート株式会社を始め、構成企業や協力企業について、そこに記載しました企業が参画しております。右の設計、建設、維持管理、あるいは収容関連サービスのそれぞれの業者もそうで、刑務所特有の幅広い業務を支えるような委託運営になっております。

ここでの特徴は、1号の美祢とちょっと違いますのは、SPCのほかに運営専門会社が設立されている点であります。その構成企業は資料のとおりでありますが、1号と比べて事業規模が2倍の2,000人でありますことから、運営の円滑性と効率性を考慮したものとなっております。これがあさひにおける事業スキームでございます。

駆け足となりましたけれども、以上が今法務省矯正局で進めさせていただいている刑務職員PFI事業の概要であります。以上でございます。

質疑応答

○部会長 どうもありがとうございました。それでは、3つの団体から御説明をいただきましたので、御説明を踏まえまして質疑に入りたいと思います。D委員。

○D専門委員 国土交通省に御質問させていただきたいと思います。資料でいきますと9ページ。この中で、先ほど御説明にもあったのですが、PFIの今後の展開について、「適切な事業分野においてPFIを一層推進する」と書かれております。

まず、質問の第1点ですが、ここで言われている「適切な事業分野」というのは、何か 具体的な想定がおありなのかどうかというのが第1点です。

第2点が、PFIの事業分野をある程度絞り込むというお話だと思うのですが、「適切な」という御判断の中に、これまでの実績であるとか経験値から、PFIの適切な事業分野をある程度絞るということであると、相当実際には限定的に、あるいは選別的に行われるのではないかという印象を受けました。一方では、日本経団連の資料で、6ページ、3の「おわりに」というところですが、PFIの事業領域を拡大し、これまで官の事業領域とされていた公共サービス分野についても民間に門戸を開放してほしいという要請がございます。ですから、第2点目の質問としては、今後、今までの経験値あるいは実績でない

分野についても、PFIをいろいろな形で模索するという発想があるのかどうかをお尋ね したいと思います。

○国土交通省 お答えいたします。国土交通省です。

まず「適切な事業分野」という意味は、ある意味ケース・バイ・ケースといいますか、できるところでやっていこうという意味でございます。具体的にどういうものを想定しているかと申しますと、まず1つは、これまでかなり実績のあります住宅関係、あるいは官庁関係はあろうかと思いますが、今後新たな分野といたしまして、例えば大規模な修繕ですとか、あるいは公共施設の更新、建替えといったような分野、そういった種類のところには新たなニーズが出てくるのではないかと思っております。

ただ一方で、社会資本整備審議会で議論しているときに、維持管理をどんどんPFIでできないかという議論もあったのですが、維持管理から入っていくと、VFMがちゃんと出ないとか、将来の建替えとかそういったことはなかなか予想できないということで、何でもかんでもPFIというのは無理だろうと。やはりPFIの特徴が生かせる分野に重点的に力を入れていこうという意味で、「適切な分野において」ということでございます。

ですから、さっきも今までやっていない分野に出ていくのかどうかということにつきましては、施設の種類でいきますと、一般土木施設という分野は難しいのかもしれませんが、 民間の創意工夫が生かせそうな部分につきましては広げていきたいと思っておりますし、 さっき言いました既存施設の更新といった分野には、これからどんどん取り組んでいきたいと考えております。

- ○部会長 どうもありがとうございました。そのほかにいかがでしょうか。どうぞ。
- ○I専門委員 Iでございます。法務省にお伺いしたいと思います。刑務所 PFI は、既に 1つ動いていらっしゃいますが、真剣に取り組んでおられるという印象を強く持っており まして、深く敬意を持って法務省の取組みを拝見させていただいていたところでございま す。

資料の方で私どもとして注目しましたのは、地元との共生というところ。過去の、あるいは今後の例ということで、何カ所かでふれておられますけれども、実際、美祢の運営が開始され、そこら辺の成果を今どう見ていらっしゃるか、教えていただければと思います。 〇法務省 法務省矯正局です。

地域との共生を図るということは、大きな事業コンセプトでもございまして、先ほども 少し説明の中で触れさせてもらいましたが、受刑者の刑務作業というのは、例えば美祢の 事業では、セコム、新日鉄エンジニアリングなどが行う企業となっているんですけれども、 実際に作業を提供するのは地元の美祢市周辺地域に所在する企業となっておりまして、地 元の中小企業に多く参加していただいております。

また、受刑者の食材の調達とかいろいろな物資の調達というのは、各刑務所行われておりますが、PFIでは地域との共生という意味で、なるべく地元を使おうということで実施しています。ここですと、エームサービスという会社でございますが、ここが美祢市、

近隣の企業から食材を調達することで、約3割ほどは地元から調達ができるということになっております。

そのほか、建物の建設期間中もなるべく地元で調達できる物資はすべて地元で調達しようということで、約 100 億円ほどかかりました施設整備費のうちの 90%近くは地元から物資や作業員の調達を行ったと承知しております。

- ○部会長 そのほかにいかがでしょうか。どうぞE委員。
- ○E専門委員 国土交通省にお聞きしたいのですが、先ほどの件にも関連してですけれども、適切な施設という形でいろいろな検討をなされているということもお話しになりました。それは、どのような形で、どういうような施設を、どういう形で今既に検討されたのか、あるいはこれから検討されようとされているのか、もう少し具体的に教えていただければ非常にありがたいというのが1点でございます。

もう一つは経団連にですが、リスクの話が重要だということで、項目の2番目に挙がっております。当然民間で制御できないようなことを受け持つということはよくないということでございます。逆に、民間の方から取り組むとして、適切なリスクを引き受けて、それに対して、どれぐらいの対価だったらそれが処理できるのかという形のことを考えるならば、ある程度定量的な分析が必要ではないかと考えております。しかし、官民ともにそこら辺のリスクの定量的な分析がまだまだある意味では未熟な段階ではないかと懸念しております。それについて経団連の方ではどのようにお考えなのか、お答えいただければ非常にありがたいと思います。その2点でございます。

○国土交通省 それでは1点目についてお答えしたいと思います。

どういう分野に、どういう施設について取り組んでいくかということですが、国土交通省、道路、河川、鉄道、港湾、空港等々、各局ございます。基本的には各局がそれぞれ自分の所管の中でどういうことができるのかということで、少しずつ、手探りですが、進めております。

それから、私の総合政策局の方では、いわば横断的課題ということで、ちょうど今年度内閣府の調整費をいただきまして、検討することにしております。それは、特にさっきも触れましたが、大規模改修とか更新といったケース、あるいは、維持管理から入るPFIは一般的には難しいのではないかということを申し上げましたが、予備調査で民間の金融機関とかゼネコンに聞いてみますと、日銭が入ってくるような事業であれば多少興味がある。もちろん事業規模の問題はありますけれども、日銭が入ってくるような、例えば駐車場ですとか、あるいは観光道路とか、市営地下鉄という声も出ていましたけれども、そういったものについては場合によっては可能性があるのではないかということは言われておりました。それが本当に可能なのかどうかといったことを今年度内閣府の調整費で検討していきたいと思っております。

○経団連 今御質問のあった、リスクをある程度定量的に把握できるものは積極的にとったらどうかという御意見かと思うのですが、そもそも議論になるリスクというものがなか

なか定量的に把握できない。ここにも書いてありますが、コントロールできない不可抗力 リスク等については、ありていに言えば、民間ではとりきれないのではないかという議論 の中で述べております。

例えば、7号館をやらせていただいて、私は大成建設なんですが、最初のころ、工程的にタイトな工程になっておりましたときに、近隣との折衝等が一つのポイントでございましたけれども、この辺も相当リスクがあったように思います。ただ、おかげさまでうまくスムーズに関係者の御協力を得てうまくいったので、余り問題にはなりませんでしたが、そういうときのリスクを本当にとれるのかどうかという議論がたしかあったように思います。

また、美祢の刑務所を最初に検討させていただいたときにも、いろいろなリスクに対するかなりきめの細かい御指示というか、条件があったと思いますが、相当わからないというか、コントロールできるのかというのは随分部会でも議論になった覚えがあります。

そういうことで、想定できる、あるいは定量化できるリスクについてはとれるのだろうけれども、そうでないものについてはなかなか難しいなと。それは是非官の方でとっていくような形でやっていただいた方が、結果的には安く上がるのではないかという議論がされていると思います。

何か補足はありますか。

○経団連 ただいまの件で、一番最後に先生御指摘の、官民ともに分析が未熟なのではないかという御指摘の点も否めないであろうということがあるかと思いますけれども、もう一つは、結果的に不十分な分析にならざるを得ない背景の中には、十分な時間的な余裕を持って、きちんと明確な認識がお互いに合致できるようなお話し合いをする余裕がなかなかないという状況も背景にあるのではないかと思っておりますので、このあたり、分析をきちっとするためにもプロセスの明確化とか対話がきちっとできるような時間的な余裕、あるいは制度的な措置といったものをお願いできればと思っている次第でございます。

○部会長 そのほかいかがですか。どうぞ。

○C委員 経団連に2点ほど質問させていただきたいのですが、1つは、先ほど審査過程を公開するという御意見が含まれていたのですが、審査過程の公開というのが具体的にどういうレベルの公開なのかということを確認させていただきたいのですが、例えば審査委員会を開いているときに、審査委員会自体を公開するようにという趣旨なのか、あるいは審査委員会に先立って事業者から説明を伺っているときに、それを公開するようにという趣旨なのか、この辺の具体的な意味を御説明いただければと思います。

もう一つは、サポート体制についてイギリスの例などで御提案をいただいているわけですが、先ほど国土交通省の御説明の中にも、何回も研修の機会をつくってくださっている、それから、内閣府の方でもそれなりの努力もなさっているというように、どういう方向を向いているのかわかりませんが、分散型でいくのか、集中型でいくのかというのは、一つのポリシーの選択としてあり得ると思うのですけれども、集中型を御希望なさっているの

か、その辺の御確認をさせていただければと思います。

○経団連 それでは、今、先生の方から2点ほど御質問をいただきました。1つは審査過程のお話でございますけれども、これにつきましては、基本的には、まずは審査結果がよくわからないというところですね。そこからもともときている問題でございまして、御説明を伺いましても、審査の公表と評点がリンクしない。ここにこういう問題があるから、あなたは何点というような細かい説明までいただけないということでございまして、結果的に審査結果に本当にそういうことだったのか、どういうことだったのだろうかというような疑義と言っては何でございますけれども、そうしたものが生じてしまうということでございます。

伺いますと、PFI案件のほとんどということなのでございましょうか、審査公表で減 点理由を明記しないで、よかった点だけを述べている、教えていただくということがある という報告もございまして、そういたしますと、後々またPFIに応募しようというとき に、この次の対処の仕方がなかなか難しいということで、減点の理由を教えていただきた いという問題の提起もございます。

それで、先ほどの先生の、では、どの段階のもので何を公表したらいいのだという御指摘でございますけれども、これは、審査のプロセスそのものをガラス張りにするというのもなかなか難しいことだと思うのでございます。ですから、これまでは詳細な審査議事要録が公表されていたということでございますので、最近はそれも出ないケースもあると聞いておりますので、そういった点を御考慮いただければということで、まずはその点の問題提起をさせていただければと思っているわけでございます。

2点目の御指摘のサポート機関のお話でございますけれども、これは結局、個別のケースでは個別に解決されてということで、蓄積されているものがあおりになるかと思うんですが、これはなかなか難しいことだとは思うんですけれども、そうした過去のケースがある程度集中的にされていて、誰でもと言っては何でございますけれども、PFIをやろうと思っている事業者がそれを見てみようということを比較的簡易にアプローチできるような、知見を受けられるような仕組みをお願いしたいというイメージでございます。

○部会長 いいですか。そのほかいかがでしょうか。

○H専門委員 経団連のペーパーの中で1点目に出されている「要求水準の明確化・定量化と予定価格の事前開示」というところで質問したいのですけれども、要求水準の明確化・定量化は非常に重要なことで、しかも効率性の観点からすると、コストについての情報というのは非常に重要だと認識しておりますが、ここで「予定価格」という言葉を出されているのですが、コスト水準という、コストのレベルといいますか、どのぐらい効率性を高めるかという点でのコストいう理解でよろしいかということと、それから、もしそれが本当に予定価格ではなくてコスト水準であるとすれば、国交省あるいは法務省のところでPFIを実施するときに、コスト水準、あるいはサービス水準に見合ったコスト水準というものをどのぐらいリジットに出せるのか、その可能性について伺いたいと思います。

- ○経団連 先生御指摘のように、効率性を高める意味でのコスト水準のレベルということ で御理解いただいてよろしいかと思います。
- ○部会長 それについて御質問は、もし各省庁でそういったことを開示できる可能性があるのかという内容でよろしいですか。

会計法令上、予定価格は……。

○事務局 先生御案内のとおり、会計法令上、予定価格は事前に公表はできませんので、 自治体のケースであれば、予定価格事前公表ということはございますけれども、国の場合 は、総合評価一般競争入札でやる場合につきましては、予定価格事前公表ということは、 現行の制度の枠組みではできません。

以上でございます。

- ○H専門委員 ですから、予定価格ということではなくて、コスト水準という意味でどの程度のコストでやりたいかというVFMに関わるところだと思うのですけれども、そこのところの情報をどの程度出せるのかということでございます。
- ○事務局 各省庁、それぞれ工夫をやっていらっしゃると思いますけれども、ガイドラインがございまして、VFMのガイドラインでございますが、こちらの方でVFMについては基本的には公表するということでございますので、特定事業選定の段階で基本的にはVFMは公表することになります。特定事業選定という段階は、当然入札の前の段階でございますので、その段階で先生が今言われた、ある意味でのコスト水準というものは公表されることになります。ただし、今申し上げたような会計法の制約がございますので、予定価格を何らかインプライ(示唆)するような形での公表ということはしなくてもよいとガイドラインに書いてあるところでございます。
- ○部会長 おっしゃっているのは、更にかみ砕いて、こういう事業にはこれくらいのコストがかかるのではないかというような情報ということですか。
- ○H専門委員 コストについての情報というのがどの程度の精度で現行出せるのかという ことが伺いたかったわけです。
- ○法務省 刑務所のPFI事業の場合は、運営が非常に大きな要素を占めるものですから、 運営費については、事業者の方から質問があれば、相当答えております。例えば、運営費は7割8割ぐらいは人件費になります。受刑者が食べる食材の値段とか、あるいは年間に彼らはどれぐらいのお金を平均的に使っているか。一般の普通の刑務所で。そういったことはすべて公にしまして、例えば食材費であれば、1人年間に何百何十何円何十何銭まで、全国平均はこうですとお示ししてやっておりまして、総額という話をすれば、国庫債務負担行為限度額の要求をして、それも公表しておりますので、総額はそれである程度めどをつけていただいて、細かい積算の要素で大きいところについては、質問される前にこちらが公表しましたし、また、うちの方は初めての事業で非常に特殊な事業でございましたから、事業者の方からもきめ細かにいろいろな質問がありました。それについても答えられる範囲ではすべて答えてまいりましたので、先生御質問があった部分については、それな

りに答えているものと理解しております。

○部会長 今おっしゃった事例はかなり出している方で、一般的にはそこまで出ていない のが現状だと思います。

○F専門委員 法務省に1つ御質問したいと思います。もし勘違いしていたらごめんなさい。常日頃、法務省はよくやっておられるなと感心しているわけですが、配布資料の中にある公権力行使に絡む受刑者の処遇の範囲と内容、仕分けという考えが、いまひとつ私は理解できないわけです。例えば、恐らく更生計画の策定、その更生計画を個別の受刑者に即して適用して、受刑刑務作業をなさしめること、これは確かに公権力の行使でしょうが、実際の刑務作業の実施、ここに書いてありますけれども、これは事実上の行為として委託可能な分野に記載するというのが普通のほかの省庁の行動ではないかと思いますけれども、この刑務作業の実施が公権力行使の項目に分類にされているのは、何か他に法律上の制約があるのでしょうか。私の考え方が正しいのでしょうかというのをお聞きしたいと思います。これは刑務作業の実施という事実上の行為であるならば、右側の委託可能な分野に入れた方が、より見栄えとしてはいいのではないかと思ったわけです。

○法務省 お答えします。

今先生おっしゃったことでほぼよろしいのではないかと思っているのですけれども、ここで委託不可と書いてある刑務作業の実施と申しますのは、日本の刑務所の場合、95%以上が懲役刑の執行ということになっておりまして、懲役刑というのは、刑法において所定の作業をさせると。つまり、刑務作業をすることが刑の内容になっております。これは外国と全く違うところで、今こういった懲役刑の実施をしているのは、先進諸国の中でも珍しいのですけれども、そういった意味で、国が彼らに刑の内容として作業をさせるという趣旨で委託不可というところでございまして、ですから、実際にどんな作業をさせるとか、あるいは、させるときにいろいろな指導をするとか、そういったことについては、委託不可ではございません。委託可能になります。

○F専門委員 いわゆる刑務作業の提案ですよね。更生計画のメニューを考慮して、いかなる作業を実施するかは民間がある程度自由に提案できて、最終的には刑務官の判定に従って実施するという仕組みと理解してよろしいですか。

○法務省 それで結構だと思います。

○G専門委員 私も、刑務所PFIについて、F専門委員のご質問との関連でお伺いしたいと思っていたのですが、4ページの図ですが、構造改革特区制度の活用ということですが、委託不可というのは、武器の使用のところと、それから、受刑者の処遇等について、今の計画等についてのお話がありましたようなソフトな部分は少なくともというところはあろうかと思いますが、構造改革特区を使うことによって初めて委託可能となったとされている部分についてお伺いしたいと思います。職業訓練とか健康診断とか、それ以外にもあるように思うのですが、必ずしも構造改革特区でなくても事実上の作業として民間委託ということで行うことができるものもあるような気がするのですが、そのあたりの整理は

どうなっているでしょうか。と申しますのは、必ず構造改革特区を使わないとだめだということになるのかについては、今後の刑務所PFI全体も含めまして、重要なところですので、それを伺いたいと思います。

それから、経団連の御説明の5ページの(6)で「中立的な裁定機関の設置」というのがございますが、ややイメージがつかめないのでお伺いしたいのですが、入札手続とか契約見直し等についてというお話ですね。このような機関をどこに置くかということなのですが、常設的な機関として国に1つ置いて、そこに全部かかってくる、そういうイメージでお考えでしょうか。

- ○部会長 まず法務省の方からお願いいたします。
- ○法務省 お答えします。

今言いました「委託可能」と書いてあるところは、すべて共通にそうですけれども、これは、受刑者には受忍義務がございます。したがいまして、例えば職業訓練をやりたくないと言っても、当方がやりなさいと言ったら、彼らは受忍義務を生じるわけです。健康診断も同じでございます。したがいまして、受忍義務があるということは、権力性の濃淡はあったとしても、公権力の行使にほかならない。そういった意味で、特区法で委託可能とする特例をつくることが前提になろうかと思います。

- ○G専門委員 どこまで受忍義務があるかということですが、実際に行われていることを考えれば、職業訓練が始まってしまえば、恐らくそれを担っている人としては民間でも可能ではないかという感じがしたのでお伺いしたのですが、整理としてはわかりました。
- ○部会長 経団連の方から。
- ○経団連 本件、私どもの(6)の中立的な裁定機関のイメージはいかにという御質問であったかと思いますが、本件、実は私どもの方もこのイメージ、どんな形でつくったら何が一番よろしいのかというところがいまひとつまだ明確でないというのが、ありていに白状いたしますとそういうことでございます。

ただ、本件、こうした行政とのやりとりの間でうまくいかないときに、どこか駆け込むところがあるだけで、さまざまなプロセスで抑止力になったり、あるいは推進力になったりするのではないかということで、具体的には、例えばPFIの事業それぞれの案件ごとに設置してみるとか、ただ、そうはいっても、一つ一つそこに持ち込んだのでは、持ち込まれる方も大変だし、持ち込む方も、今後のことも考えると、ここまで言ってしまっていいのかどうかといったような問題も多分おありになると思うのですけれども、しからば常設がいいのかということも考えられるのではないかと思っておりますが、ざっくりと言えば、ADRの事例も見ていきながら、いろいろな形の事業形態があって、いろいろな事情があって、常設がいいんだ、個別がいいんだということが多分あると思うので、このあたりは先生方のお知恵も拝借しながら考えていきたいと、こんなところでございます。

○B委員 3点ばかりお伺いしたいのですが、現実にPFI事業に取り組まれて、いろい ろな御苦労もあったかと思われますが、国交省、法務省が実際に事業をなさった上で、ど ういうようにお考えになっているかをお聞きしたいと思います。

3つ目の最初、非常に初歩的な質問で恐縮でございますが、これは、法律ができた当初から私もいろいろ課題として考えていまして、いろいろお聞きしたのですが、いまだに答えが得られていないということで、改めてお聞きしたいのですが、端的に言えば、公共性とは何か、どのようにお考えになっているのか。そして、それを踏まえて、行政機関としてどこからどこまでを責任分野として考えるかという場合の要件といいますか、何を民間に任せて、何を自分で責任をとるかという境界、線引きをどのようにお考えになるかということでございます。第1点。これはもちろん国交省、法務省のお考えがあったらお伺いしたいと思います。

次に事業分野ということでございます。今の第1の御質問を踏まえて、どういう分野を 事業分野として定めるのか、広く考えるわけでございますが、その中で、PFIとして取 り組む方がいいのか、あるいは適切ではないと考えるのかということについての判断基準 でございます。

私はもとよりすべての事業がPFIであるべしとは思っておりません。しかしながら、これまでにいろいろ地方公共団体が取り組まれ、その辺の御意見を伺っていますと、従来の手法と何が大きく違うかと言うと、端的に言えば、中身を規定するに当たりまして、従来は、一言で言えばインプットで決めていた。それがアウトプット仕様になる。そういうことになりますと、重要なのは、業務要求水準をどのように具体的にお互い誤解ないように設定するか、こういうことになりますね。そういう話です。

先ほど国交省の資料の中で、先ほども質問がありましたけれども、PFIとして取り組むのが適切なのか、従来どおりが適切なのか、その判断をどのように適切になさるのか、これをお聞きしたいわけです。といいますのは、すべて 100% PFIで取り組むのがいいことではないのでございますが、PFIで取り組むべきかどうかを考えるときに、実はPFIでなくたって、本来行政が取り組むべき事業についても考えるべきことが欠落していたのではないか。

つまり、1つ事例で申し上げますと、業務要求水準を考えたときに、民間の方がいろいるよくわかりませんというのがありますね。それを、内容から考えて、PFIでやるのではなくて従来どおりでやりますといったときには、実は行政機関が国民に対して同じ質問に答えなければいけないんです。私はこういうものをしますから予算を使わせてください、こういうことになろうかと思うんですね。だから、PFIであろうと、そうでない従来の取組み手法であろうと、最低限検討して、国民の了解を得なければならないというところが必ず共通にあるはずなんです。そこのところをどのようにお考えなのか。

こういう言い方はあれですけれども、国交省のところで分野の考え方で適切か不適切かと言われているんですが、こう言うと何ですが、恣意的な感じがするんですね。でも、それでは通らないわけで、明確にPFIとすべきかどうかというのは、定量的な部分もあるでしょうけれども、明確な要件を示される必要があるの

だろうと思うのですが、どのようにお考えか。

第3点でございますが、特に国の機関でございますと、会計法の縛りが非常にきついわけです。従来も非常にやりにくかったところがあるのだろうと思います。現実にはPFIをここまで仕上げてこられますと、従来どおりの手法でよかったのか悪かったのかはともかくとしまして、非常に不便なところが多かったのだろうと。

そこで問題になりますのは、事業者選定の方法です。行政当局ご自身でどのような事業を実現したいと考えたときに、事業者選定というのは非常に大きなポイントになると思うんです。従来は、先ほど予定価格の問題がありましたけれども、では、予定価格とは一体何なのか。これはある意味で事業者を選定するための価格でしかないんですね。自分は幾らでできると思うということが、必ずしも等号で等しいと言えるとは限らないわけですね。特にPFIの場合はどういうことかといいますと、単純に単価を積み上げて、総額幾らになるかもしれないという計算はあろうかと思います。では、それが予定価格かどうかというのは別ですね。従来、PFIにならなかったケースがあるのですが、PFIにならなかったケースといたしまして、大体 Value For Money で何%ぐらいでないとやっても意味がないと考えた。しかし、それについてそれに到達するような応札もなかったということもありますし、そもそもそういうのを想定すると応札する人が出てこなかった。つまり、100%達成できないですね。100%できないというか、VFM0%と。

そういうように考えてみますと、行政側が期待する落札価格というのが、PFIの場合には特に、従来、単純な単価の積み上げの合計価格とは限らないわけですね。そういうこともありますし、あるいは、低価格での落札というのがあります。本当にそれでやってくれるのかという信用の問題がある。だから、高い方にも安い方にもいろいろ問題があったんだろうと思うんです。

そういうようにして見ますと、実際にPFIに取り組まれて、現在の会計法に従って行われる入札方法には非常に不満があるかと思うんです。表立って言えないかもしれません。どこをどうやって変えていただきたいとか、あるいはどういう希望がある、そういうのがあったらお伺いしたい。これが3点目です。

以上でございます。

- ○部会長 まずは国交省から。
- ○国土交通省 大変難しい質問をいただいたと思いますが、1点目の公共性とは何かということですが、法律上、公物管理責任が国あるいは地方公共団体に規定されているものがございます。それは、実際の運営等につきましては、いくらPFIで民間に委ねても、最終責任はどうしても公的セクターの側に残るものだろうと思います。そのあたりの法律までいじくる話を考えますと、かなり民間セクターに移転できる部分というものが出てくるのかなという感じがいたしております。うまくお答えできなくて申しわけございません。

それから、どういう事業がPFIとして取り組むのがよいのかという言わば判断基準ですが、端的に言いますと、きちんとVFMが出るかとか、あるいは、そうでなくてもよい

サービスが民間の方が提供できるかとか、あるいは、いろいろ施設の運営等によって得られるリスクを民間の方がよりうまくマネジメントできるのかというような、どうしても抽象的な言い方にしかならざるを得ないような気がいたしております。

更に言いますと、例えば、公共セクターにおいてそういう特殊な分野の技術者が不足しているものですとか、あるいは事業のスケールが大きい。これはどちらかというと、受ける側の理屈、理由かもしれませんけれども、ある程度の事業規模があるとか、そういった部分でケース・バイ・ケースで判断されるものだろうと思います。その最終的な判断を誰がするかという問題につきましては、やはり個々の事業主体ということにならざるを得ないのかと思っております。

3点目の部分は、実際、事業をやった2人で何かありますか。会計法上の問題。

○国土交通省 会計法、自治法の話につきましては、それぞれ一長一短ある話でもございますし、ここでどうこうというふうにすぐにお答えするような話ではないので、できれば控えさせていただきたいと思いますけれども、我々としては与えられた範囲の中で精一杯やっているというのが実情だと考えています。

○部会長 それでは法務省。

○法務省 我々の業務は正に公権力の行使でございますので、非常に重たい質問だったように思います。その中で少しだけ言わせていただきますと、先ほど公共性という話があったと思うのですけれども、少なくとも我々が所管しております刑務所の仕事というのは、公共サービスそのものでございまして、これは何を言いたいかと申しますと、決して民営化ができる業務ではありません。そういったところが基本になろうかと思うのですけれども、そういった意味から言うと、当然責任の話をします。刑務所運営についての行政責任は最終的にはすべて法務省にあります。説明責任を含めた行政責任はすべて法務省が負うものだと我々は考えています。

ただ、その中で実際にいろいろな事案が起こったときに、その内部処理として事業者は どういう責任を負うかというのはまた別の話になろうかと思うのですけれども、少なくと も国民に対しては、最終的な行政責任はすべて法務省にあると考えています。

次の事業分野の話にもこれは関係するのですけれども、PFIが適切か否かという話が ございました。刑の執行というのは、正に主権の一部ですので、絶対に譲れない部分があ ろうかと思っています。数年前から規制改革としていろいろなことを言われましたけれど も、我々としてはどうしても譲れない部分があるものですから、構造改革特別区域法を使 って、特例としてこの部分については委託できますという整理をさせていただいたという ことになります。

それ以外にも、今回4つPFI事業をやらせてもらうことにして、事実一部始まっていますけれども、当然収容対象を選ばせていただいており、何が何でもすべて刑務所でPFIができるとは考えておりません。そういった意味で、当然限界があろうかと考えています。

それから、会計法云々の話ですけれども、私どもはいろいろなやり方を模索しながら多段階選抜の総合評価型一般競争入札により選定しました。その間に外国のことを勉強し、民間が何を考えているか、お互いにヒアリングをし、勉強会もしてきたものですから、会計法云々についての不満というか、こうあったらいいのは特に感じませんでした。それが前提でやったと言われてしまえば、そうかもしれませんけれども、特に思うことはございませんでした。

以上です。

- ○部会長 どうぞ J 委員。
- J 専門委員 経団連にお伺いしたいのですが、時間の関係で簡潔に申し上げます。本当はたくさん聞きたいんですけれども、3つにまとめてお伺いします。

最初に、先ほどC先生がおっしゃったのと関係しますが、審査の結果ですが、どういう 形で公表するのか。例えば、非常に評価が低い提案で、そこも全部含めて、これはこうい う理由でだめだったという形までこれを考えておられるのか。例えばもう一つは、もし選 ばれなかった場合に、自分たちの提案は何がまずかったんだというのをむしろ個別に聞き にいって、世の中に大きくそこが言われないで、そこは納得されるという方が私はリーズ ナブルかなという感じもするんですね。したがって、公表の仕方について、もう少しイメ ージがあったらお伺いしたいというのが第1点です。

2点目ですが、(5)の落札後の契約の見直しですが、この条項は多分2つのことが一緒に書かれていると思います。1つは、実際に選ばれた直後の契約の見直しですね。もう一つは、事業を開始した後での契約の変更、この2つがあると思います。多分これは文章が重なっていますので、これで見ると、落札後の契約の見直しというのは、「したがって」のところで読んでいいんでしょうかということで、ただ、これについては私は、一般的な契約条項、全体にわたる契約条項については、要求段階、前の段階で契約書を提示していますから、むしろそこの中でいろいろこういうことについての要求をしていただいて、落札後の契約の見直しについては、その提案に特有なことについて契約を見直していくというのが望ましい姿だと思うんですね。落札したから最初から全部契約書1ページ目からやり直すという話ではないのではないか。

もう一つは、事業が始まった後の契約の見直し。これが「また、運営開始後についても」という話で、この辺は多分落札後の契約の見直しと事業開始後の契約の見直しはちょっと違うのではないかと思うのですが、これについてお考えをお伺いしたいというのが2点目です。

3点目の(7)ですが、これも多分、例えば今、指名停止のための失格の場合と、例えば自治体等で落札者が議会の承認を得られないというのが2つ一緒になっていると思うんですね。この文章の解釈として、例えば企業が指名停止の場合の失格となる場合、これは大変大きな問題だと思いますが、これは次の段落の最後の「また、代表企業以外の構成員が失格となった場合は、変更を認めること」という形で提言しておられると理解して、そ

れから、地方自治体が発注者である場合に取り消された場合、これはこの中でいくと特に「慎重に検討すべきである」というところで提言しておられると理解してよろしいでしょうか。

済みません、文章の細かなことで恐縮ですが、以上3点お伺いしたいと思います。

○経団連 まず3点目のところでございますが、先生の御理解のとおりでございます。そのとおりでございます。

それで、審査結果を個別に聞きにいって、それでもよいのではないかというところでございますが、先ほど私が申しましたように、個別の企業が次のことを考えたときに、一体何が問題であったのかというところ、減点の内容を是非教えてもらいたい、明確にしてもらいたいというところも含めて申し上げましたので、まさに今の先生の御指摘のところ、個別に聞きにいって、それでもいいというところは、多分それでニーズが満たされるのではないかと思われます。

ただ、さはさりながら、では、みんなで情報を共有しようという問題をどう考えるかというところですが、これは個別の企業のさまざまな御事情も多分おありになると思うので、このところはあり方というものを慎重に考えていく必要があるのではないかと思っております。

それから、2つ目の先生の御質問の御指摘の点、つまり、落札後の、落札したから、では、1ページ目からやるかということでございますけれども、この点はまさにそういうことではないわけでございまして、つまり、十分に意が尽くされなかったところでございますね。大変急いでやってしまったので意が尽くされないところがあって、そこのところをきちんとやっておいて、場合によっては、ちょっと齟齬があったというところをどうするか。そこで柔軟な御対応をいただけないかということでございますし、それから、運営の開始後というところとちょっと違うのではないかということは、まさに御指摘のとおりだと思います。つまり、運営を開始してみて、始めてみたもののこういう問題があると。その時点で予見ができなかったものについて、柔軟な対応ができないかということで私どもの方はお願いしたいと思っております。

- J 専門委員 確認ですが、2番目のところですが、例えば、選ばれなかったグループは、なぜ選ばれなかったというのを公に出した方がいいと主張しておられますか。これは表現によっては後で微妙な話になってくる可能性もありますよね。どっちにしろ経団連の場合、「中間とりまとめ案」と書いてありますので、多分最終案がいずれ出てくると思います。この辺、よろしくお願いいたします。
- ○経団連 今の点、いろいろ審査を受けた過程の中で、審査結果に対して必ずしも納得していないという意見が結構ありまして、その過程をもうちょっと自分たちで納得するまで御説明いただきたいということが趣旨でございます。
- J 専門委員 そこは結構なんです。そこは結構だけれども、審査結果の公表の仕方ですね。そこを先ほど申し上げたように、個別に公表するという話が民間企業としては望まし

いのか、一般に公表した方がいいのかという話です。

- ○経団連 よく協議してみます。
- ○部会長 時間の方があれですけれども、何かA委員。

○A委員 J先生の御質問と同じような質問になりますが、(5)の契約の見直しについて、お伺いさせてください。事業契約は、言わば饅頭のようなもので、アンコの部分と薄皮の部分があります。契約金額や権利義務を規定した書面としての事業契約が薄皮の部分で、中身の部分が要求水準だと考えることができます。法律顧問として具体的な案間にかかわったときの経験では、大体の案件で、落札者が決定した後で事業契約を締結するまでに官民間で協議を行い、相互に要求水準の理解について大きな齟齬がないことと契約金額の内訳を確認した上で事業契約を締結する。したがって、落札者が決定して、大きな事業であれば、こうした協議に1年間くらいの時間が必要としてしまうわけなんです。そして、私の理解では、この協議の部分が民間企業側の不満の一番大きなポイントのはずなんです。ですから、それは「契約書」の問題ではなく、1番に書いておられる要求水準書の規定の問題だろうと思います。そこを検討していただきたいというのが1点目。

契約変更の必要が生じたときに、契約変更に柔軟に対応せざるを得ない。対応しないと 事業は回らない。そういう意味では、J先生がおっしゃったように、運営開始された後に、 そうした必要性があることを踏まえて発注者の方も考えておくべきではないかという点は、 そのとおりだろうと思っております。

その関連で言うと、先ほども必ずしも検討が十分ではないとおっしゃっておられた6番 のところですけれども、官民間の潜在的な紛争であり、民間事業者の方の不満であったり のところとの関連で申し上げます。要は、性能発注の中身が要求水準であるときに、それ がアウトプットの規定であって、応募者は、それに対するインプットを提案することにな る。ところが、1番で申し上げているように、要求水準が不明確なゆえにアウトプットの 解釈が必ずしも一義的ではないときに、提案したインプットがアウトプットを実施する具 体的な手段方法として、そもそも相応しいかどうかというところが問題となります。加え て、インプットをベースにして提案金額の前提となるコストを算定するものだから、官民 間の協議によって提案したインプットが変更されたときに、入札価格を変更しないとする ならば、折角協議がまとまったとしても、契約金額では事業を実施できないことになるわ けです。それが大きな問題で、発注者による追加の要望か、そもそもアウトプットを満た したサービスを提供するために必要な業務なのかといった問題を裁判所に行って解決でき るかというと、裁判手続きに要する時間とコスト、さらにはそれに要する専門的知見の点 で、裁判所での解決は現実問題としては不可能でしょう。ADRということをおっしゃっ ておられる点については、こうした問題を解決するに相応しいのではないかという意味で、 6番でご指摘されているものと理解しております。

他方で、選定理由について不満があって、事業者選定が違法であるとして本気で争うのであれば、これはADRではなくて訴訟で解決すべきものです。こうした意味でADR的

な裁定機関を設けるということは非常に有用だろうと思います。ただ、日本の場合、イギリスと違って、制度的に中立な専門的な第三者がおいでにならないのではないとと思います。そこがADR導入の問題なわけで、そこをどうするのかを考えていく必要があります。イギリスの場合には、基本的に国が発注する。日本の場合には、地方自治体が発注している。では、どういう組織にするのと言われたときに、誰がこうした機関を設置するのかということも難しい問題かもしれません。今日ご説明をちょうだしており、こうしたことを感じました。最終報告を出されるときには、第三者機関を設ける場合の課題についてのお考えについても、民間事業者の皆様方の御意見があろうと思いますので、触れていただければ幸いです。これはお願いです。どうぞよろしくお願いします。

- ○部会長 K委員、何か。
- ○K専門委員 結構です。

その他

○部会長 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、時間の方も過ぎたようです。ほかに意見がないようでしたら、質疑の方はこの辺で終了させていただきますけれども、美原委員から、先ほども御紹介がありました資料の関係でございますが、何かコメントがございますか。

- ○美原専門委員 これは説明せずに、まず次回までに、皆さんよく読んでいただくことが 目的で、あくまでも議論の要素を提示するということです。
- ○部会長 それでは、皆さん宿題ということでよろしくお願いします。

予定の時間を過ぎておりますので、この辺で終了させていただきますけれども、次回の総合部会の審議内容でございますが、事務局の方で、これまでのヒアリング内容、皆さんの御意見等を踏まえて、論点を整理していただくということで、その論点の整理を御提示いただきたいと思います。それから、アンケートを行っておりますので、アンケート結果についてのまとまったものから逐次御報告をいただきたいと思います。これらを参考といたしまして、取りまとめの方向について御議論いただくというのが次回のテーマになると思います。

事務局から連絡事項がありましたら。

○事務局 ありがとうございました。

次回は9月21日金曜日10時からとなってございますので、御出席の方よろしくお願いいたします。

○部会長 時間を超過しまして大変恐縮でございますが、本日は以上で閉会とさせていた だきます。どうもありがとうございました。

一以上一